

陳述書（法人用）記入例

陳　述　書（法人用）		
高砂市長様		
公壳番号（売却区分）		
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	(該当する者【※注意書7参照】いる場合にのみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合に□にチェックしない。)	
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 年　月　日		
入札者（買受申込者）	法人の所在地 該当する場合（注意事項6に該当の場合）は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を作成し、提出してください。	
	法人の名称	
	代表者 氏名 商業登記簿上の住所地を記載してください。	
	電話番号 氏名（名称）は、丁寧に記載し、フリガナをつけてください。	
	役員 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	
別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を作成し、提出してください。 また、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）をあわせて提出してください。		
1 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとにTF成し、八札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。		
2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。		
3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。		
4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。		
5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。		
6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。		
7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。		
8 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。		
9 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。 (国税徴収法第189条)		

陳述書（法人用）別紙記入例

該当する□にチェック入れてください。

入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項					
1 □ 代表者	住 所	〒 一 _____			
	(フリガナ)				
	氏 名		電話番号	() -	
	性 別		役 職		
氏名（名称）は、丁寧に記載し、 フリガナをつけてください。		年 月			
2	住 所	〒 一 _____			
	(フリガナ)				
	氏 名		法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者 を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】 ①株式会社及び有限会社 取締役、監査役、会計参与及び執行役 ②合同会社、合資会社及び合同会社 社員 ③その他の法人 上記役員等に準ずる者 なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員につ いても陳述する必要があります。		
	性 別				
	生年月日				
3	住 所	〒 一 _____			
	(フリガナ)				
	氏 名		電話番号	() -	
	性 別		役 職		
	生年月日	年 月 日			
4	住 所	〒 一 _____			
	(フリガナ)				
	氏 名		電話番号	() -	
	性 別		役 職		
	生年月日	年 月 日			

注 意

- 1 入札者（買受申込者）が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明等）」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が5人以上いる場合は本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。